

## 第 3 5 回 渋川市農業委員会総会 議事録

開会の日時 令和4年2月8日 午前 9時30分  
 閉会の日時 令和4年2月8日 午前10時27分  
 開会の場所 市役所第二庁舎 201会議室

### 委員

議席	氏名	出席	欠席	備考
1	星野安久	○		
2	斉藤美保			
3	岸正二			
4	角田壽一	○		
5	鳥山孝子			
6	新井正喜	○		
7	飯塚敬子			
8	下田三徳			
9	齊藤由香	○		
10	大島アサ子			
11	須田和敏			
12	青木明雄	○		
13	高井眞佐実			
14	石田玉枝	○		
15	野村隆	○		
16	眞下謹司			
17	廣瀬淳	○		
18	高橋昭彦	○		
19	山本彰一郎	○		

### 渋川市農業委員会総会会議規則第20条の規定による出席者

	齋藤光男			農地利用最適化推進委員委員長
	新井健二			農地利用最適化推進委員副委員長
	津久井一美			農地利用最適化推進委員班長
	爲谷賢司			農地利用最適化推進委員班長

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、出席委員を減員して開催。

議事録署名委員 議席15番 野村 隆 委員  
議席17番 廣瀬 淳 委員

議事参与が制限された委員数 0人 傍聴人数 0人

委員以外の出席者 事務局長 千木良 典行  
統括主幹(農地調整係長) 吉田 徳之  
統括主幹(農業振興係長) 狩野 康信  
主任 中嶋 辰哉  
農林課 主事 小林 史弥  
主事 綿貫 雄太  
主事 金子 智

会 議 の 顛 末  
開 会 <午前9時30分>

事務局

おはようございます。  
第35回渋川市農業委員会総会を開会いたします。  
今回の総会につきましては、新型コロナウイルス感染症がオミクロン株の影響により急速に感染拡大し、群馬県のまん延防止等重点措置の適用となったことから、運営委員会において協議し、縮小体制で行うこととなりました。よろしくお願いたします。  
それでは、渋川農業委員会総会会議規則第2条第3項の規定によりまして、山本会長に議長を務めていただき、議事進行をお願いいたします。

議 長

おはようございます。  
冒頭で申し訳ありませんけれども、会議に支障をきたすため、携帯電話等はマナーモード、又は電源を切っていただきたいと思います。  
事務局長の方からありましたように、コロナ禍の中で、縮小して総会を開催するというのを改めて皆さんにご報告したいと思います。  
大変ご迷惑をかけますけれども、よろしくお願いたします。  
それでは、スムーズに議事進行を進めたいと思いますので、皆様のご協力をよろしくお願いたします。  
ただいまの出席委員は19人中10人で、会議は成立しました。  
早速ですが、議事に入ります。  
議事日程第1、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。本会議の会期は本日1日としたいと思います。  
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。  
よって、会期は本日1日と決定いたします。  
続きまして、議事日程第2、議事録署名委員の指名を議題とします。  
議事録署名委員に、議席番号15番、野村隆委員、議席番号17番、廣瀬淳委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。  
よって、議事録署名委員は、野村隆委員と廣瀬淳に決定いたしました。

た。

続きまして、議事日程第3、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程をいただきました報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明いたします。

着座にて説明させていただきます。報告書の1ページをお願いいたします。農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

この度の届出は、1ページから3ページに記載の番号1番から7番の7件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、賃貸人、賃借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日及び土地の引渡しの時期は記載のとおりであります。

以上で報告第1号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長 事務局の報告が終わりました。  
質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続きまして、議事日程第4、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてをご説明いたします。

報告書の5ページをお願いいたします。農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

この度の届出は、5ページから7ページに記載の番号1番から5番の5件

で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日は記載のとおりであります。また、全ての届出について、権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類は所有権であります。

以上で報告第2号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。  
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
続きまして、議事日程第5、報告第3号、制限除外の農地等移動通知についてを議題とします。  
事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました報告第3号、制限除外の農地等移動通知についてをご説明いたします。

報告書の9ページをお願いいたします。制限除外の農地等移動通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

この度の届出は、9ページに記載の番号1番の1件で、表頭の左から、番号、受付年月日、届出者、土地所有者、土地の表示及び面積、農地転用時期及び転用目的は記載のとおりであります。

以上で報告第3号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。  
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。  
続きまして、議事日程第6、報告第4号、埋蔵文化財試掘調査届についてを議題とします。  
事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程をいただきました報告第4号、埋蔵文化財試掘調査届についてご説明いたします。

報告書の11ページをお願いいたします。埋蔵文化財試掘調査届について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

この度の届出は、11ページに記載の番号1番から2番の2件で、表頭の左から、番号、受付年月日、届出者、土地所有者、土地の表示及び面積、農地転用申請年月日、農地転用許可年月日及び転用目的は記載のとおりであります。

以上で報告第4号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。

質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議事日程第7、報告第5号、農地転用申請に伴う現地調査についてを議題とします。

それでは、渋川地区を野村第2班長、子持地区を星野第2班長より報告をお願いします。

最初に、野村第2班長、お願いいたします。

1 5 番

1月27日に実施しました、第2班、渋川地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、青木委員、事務局の吉田係長、儘田主事と私、野村の4名で実施をいたしました。

渋川地区の今回の許可申請は、第5条による申請が8件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

5条申請ではありますが、議案書の5ページをご覧ください。申請番号5の1番の現地は、東と南は道路、西は畑、北は山林と畑となっております。問題ないと思われま。

申請番号5の2番の現地は、四方が一体利用する宅地となっております。これについても問題ないかと思われま。

6ページをご覧ください。申請番号5の3番の現地は、東と西は畑、南は墓地、北は道路となっております。これについても問題ないかと思われま。

申請番号5の4番の現地は、東と南は宅地、西は畑、北は畑と一体利用する同月申請されている申請番号5の5番の申請地となっております。

申請番号5の5番の現地は、東と西は畑、南は一体利用する同月申請されている申請番号5の4番の申請地、北は道路となっております。これについても問題ないかと思われま

す。申請番号5の6番の現地は、東は宅地、西と北は田、南は道路となっております。これについても問題ないかと思われま

す。7ページをご覧ください。申請番号5の7番の現地は、東と西は宅地、南は道路、北は河川となっております。これについても問題ないかと思われま

す。申請番号5の8番の現地は、東は畑、西は道路、南は一体利用する雑種地、北は雑種地となっております。これについても問題ないかと思われま

す。なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受けまして、現地において調査委員全員で確認をした結果、議案書の記載のとおりでありますので、よろしく願いいたします。終わります。

議長

ありがとうございました。

続きまして、星野第2班長、お願いいたします。

1番

第2班の現地調査報告をいたします。令和4年1月27日木曜日に実施いたしました。今回は北橘、赤城がなかったものですから、第2班は子持地区の現地調査をさせていただきました。

参加者が角田委員、石田委員と私です。事務局は、狩野係長と山口主事。合計5名で実施させていただきました。

5条の計画変更が1件、5条申請が3件、合計で4件を現地調査いたしました。

それでは、議案書に沿って報告いたしますが、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧いただきたいと思

います。最初に、計画変更ですが、議案書の3ページを見ていただきたいと思

います。次に、5条申請。7ページをご覧いただきたいと思

います。申請番号5の9番は、省略させていただきます。これは先ほどの計画変更と同じ

東と南と北が道路で、西が水路と畑となっております。これも住宅に囲まれたところで、問題ないと思われます。

それから、8ページ。申請番号5の11番の現地は、東と北が宅地、西が道路、南が雑種地です。転用の目的は、一般住宅です。これも特に問題ないと思われます。

なお、農地区分につきましては、現地調査の前に事務局の方から説明を受けておりました、全員で確認しておりますので、議案書に記載のとおりと思われます。以上です。

議 長

ありがとうございました。現地調査の報告が終わりました。

ただいまの報告につきまして、質疑等がありましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

以上で現地調査報告を終わります。

続きまして、議事日程第8、協議第1号、渋川農業振興地域整備計画の変更についてを議題とし、意見の決定を求めます。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

着座にて説明させていただきます。ただいまご上程いただきました、渋川農業振興地域整備計画の変更についてご説明いたします。

協議書の1ページをお願いいたします。協議第1号、渋川農業振興地域整備計画の変更について、次のとおり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による変更の照会があったので、意見の決定を求めます。

なお、詳細につきましては農林課の担当職員より説明させますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

では、農林課の方、お願いします。

農林課

農林課農政係の金子です。

着座にて失礼させていただきます。それでは、渋川市農業振興地域整備計画の変更についてご説明させていただきます。

国の基本指針及び群馬県の農業振興地域整備基本方針が変更されま

して、県の指針の変更に伴って、市の計画の変更をするものになります。

内容については、農業振興地域整備促進協議会にてご確認いただいておりますので、農地の部分のみ内容を抜粋し、説明いたします。

まず、目次の次からの6ページから16ページになりますが、6ページのところで農用地利用計画を記載しております。

8ページをご覧ください。8ページの中段で、渋川市の農地の面積について記載しております。本市の農業振興地域内にある現況農用地は4,846ヘクタールになりまして、そのうち約10ヘクタール以上の集団的な農用地、土地改良事業等の施行に係る区域内にある農用地等、約3,748ヘクタールについて農用地区域を設定しております。なお、農用地区域内の農地のうち荒廃農地を除いた面積は、令和2年現在は3,652ヘクタールであります。これまでの推移に対して、今後、農業振興地域制度の適切な運用と諸施策を通じた農用地等の確保の取組を推進することによって、令和12年においては3,528ヘクタールを確保することを目標として設定しております。

12ページ以降に、各地域の農地利用の構想を記載しております。内容については省略させていただきます。

次に、17ページから22ページにおいては、「第2」として、農業生産基盤の整備開発計画を記載しております。農業生産基盤の整備開発計画においては、未整備地区の土地基盤整備と効果的な土地基盤整備を進めることとしております。

次に、23ページから25ページになりますが、「第3」として、農用地等の保全計画を記載しております。各種事業の導入による農業経営の安定化や農業生産基盤の整備により耕作放棄地の発生防止・再生に努め、優良農用地の維持・保全を図る。また、担い手への農地集積・集約化に関連する事業を活用し、意欲ある農業者へ農用地を集積し、農用地の有効利用を図ることとしております。

概要については以上になりますが、以降のところについては内容をとばしまして、説明のみさせていただきます。

26ページから30ページにおいては、「第4」として、農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画を記載しております。

次に、31ページから33ページにおいては、「第5」として、農業近代化施設の整備計画を記載しております。

次に、34ページにおいては、「第6」として、農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画を記載しております。

続いて、35ページから36ページにおいては、「第7」として、農業従事者の安定的な就業の促進計画を記載しております。

続いて、37ページから38ページにおいては、「第8」として、生活

環境施設の整備計画を記載しております。

「第9」の付図については省略します。

以上で説明を終わりますが、今後のスケジュールといたしましては、今回の意見照会等の意見を踏まえて、3月に本整備計画案を公告、縦覧いたしまして、6月末までに変更を終了したいと考えております。

以上で説明を終わります。

議 長            ありがとうございます。説明が終わりました。  
                  これより審議を行います。質疑のある方はお願いいたします。

4 番            はい。4番、角田。

議 長            はい、4番。

4 番            先月説明いただきまして、分かってはおるんですけども、27ページをご覧ください。酪農専作の飼料自給率TDN35パーセント以上。これはこの計画が策定されたときから35パーセント以上ということになっていると思うんですけど、酪農屋さんに聞くと、35パーセント以下になると乳量が出ないと。35パーセントとここでうたう必要性っていうか、それはもう酪農屋さんが百も承知してることなので、どうなんでしょう。ハードルの的に35パーセントと提示した方がいいのかどうか。牛を飼ってる方は百も承知してらっしゃる数字ですから。それ以上じゃなければ、乳が出る量が減ってしまう。そういう数字なので、載せるのがいいか悪いかは判断していただいて、検討してください。

議 長            農林課。

農林課            はい。内容については、諸計画もございますので、そこの担当とも調整しまして、載せるべきかどうかというところを今後判断して、計画の変更等を検討していきたいと思えます。

議 長            ほかに何かありますか。

                  (「質疑なし」の声あり)

議 長            質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。  
                  お諮りします。協議第1号、渋川農業振興地域整備計画の変更について、認めることにご異議ございませんか。

                  (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議案のとおり決定することに決しました。  
続きまして、議事日程第9、協議第2号、渋川農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更についてを議題とし、意見の決定を求めます。  
事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、渋川農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更についてご説明いたします。  
協議書の41ページをお願いいたします。協議第2号、渋川農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について、次のとおり農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による変更の照会があったので、意見の決定を求めるものです。  
なお、詳細につきましては農林課の担当職員より説明させますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、農林課の担当者からお願いいたします。

農林課 農林課の小林です。よろしく申し上げます。  
着座にて説明させていただきます。渋川農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更についてご説明いたします。  
協議書41ページからの農用地区域変更申出一覧表をご覧ください。これは、昨年12月14日に渋川市農業振興地域整備促進協議会でご審議いただき、変更が認められたものです。  
最初に、渋川地区（除外）になります。除外数は、13筆です。内訳は、田4筆、3,525平米。畑9筆、6,659平米。合計13筆、1万184平米となります。  
42ページをご覧ください。渋川地区（編入）になります。編入数は、5筆です。内訳は、田0筆。畑5筆、3,154平米。合計5筆、3,154平米となります。  
43ページをご覧ください。渋川地区（用途変更）になります。用途変更数は、3筆です。内訳は、田0筆。畑3筆、3,161平米。合計3筆、3,161平米となります。  
今回の変更により、渋川地区の農振農用地面積は、除外・編入との差し引きの結果、0.7ヘクタール減で、633.31ヘクタールになります。  
44ページをご覧ください。子持地区（除外）になります。除外数は、

7筆です。内訳は、田1筆、100平米。畑6筆、2720平米。合計7筆、2,820平米となります。

45ページをご覧ください。子持地区（編入）になります。編入数は、11筆です。1か所、資料の訂正をお願いします。ナンバー8ですが、確認したところ一部除外地であり、平成10年に500平米、平成16年に974平米の計1,474平米が除外されており、残りの500平米は農振農用地のままになりますので、1,974平米の内1,474平米に訂正ください。内訳は、田7筆、6,347平米。畑4筆、1,974平米。合計11筆、8,321平米となります。

今回の変更により、子持地区の農振農用地面積は、除外・編入との差し引きの結果、0.55ヘクタール増で、182.95ヘクタールになります。

46ページをご覧ください。赤城地区（除外）になります。除外数は、3筆です。内訳は、田0筆。畑3筆、1,002.25平米。合計3筆、1,002.25平米になります。

続いて、令和3年4月受付赤城地区継続案件になります。除外数は、1筆です。内訳は、田0筆。畑1筆、814平米。合計1筆、814平米となります。

今回の変更により、赤城地区の農振農用地面積は、0.18ヘクタールの減で、1,520.07ヘクタールになります。

47ページをご覧ください。北橘地区（除外）になります。除外数は、4筆です。内訳は、田0筆。畑4筆、1,429平米。合計4筆、1,429平米となります。

今回の変更により、北橘地区の農振農用地面積は、0.14ヘクタールの減で、833.41ヘクタールになります。

48ページから67ページになりますが、令和3年度基礎調査として、現況道路等であることから、除外筆511筆で、15.3ヘクタールの農用地の減となります。

以上で説明を終わります。ご協議のほどよろしく願いいたします。

議 長

農林課の担当者から説明が終わりました。

これより審議を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「質疑なし」の声あり）

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。協議第2号、渋川農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について、認めることでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認め、議案のとおり設定することに決しました。  
続きまして、議事日程第10、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。  
申請番号3の1番から5番の5件を上程し、審議いたします。  
事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。  
議案書の1ページから2ページ関連です。議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。  
申請番号3の1番から5番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりです。  
申請番号3の1番は、農業経営規模拡大のための申請となります。  
申請番号3の2番は、農業参入のための申請となります。なお、農地所有適格法人以外の法人が農地を借り受ける場合には、農地法第3条調査書に記載の第3条第3項第1号から第3号に掲げる全ての要件を満たす必要があります。また、農地法第3条第4項の規定により、農地所有適格法人以外の法人に対し許可をする場合は、あらかじめ市長に通知し、市長は必要があると認めるときは意見を述べるができることとなっております。このため、1月18日付け渋川市長あて、農地法第3条第3項の規定による農地等の権利取得の許可について通知しましたが、意見の提出はありませんでした。  
申請番号3の3番は、農地の効率的な利用のための申請となります。  
それぞれ受人、渡人当事者の話合いが整いましたので申請されたものです。  
2ページをお願いいたします。申請番号3の4番は、農業経営効率化のための申請となります。  
申請番号3の5番は、申請番号3の2番と同様に農業参入のための申請となります。  
それぞれ受人、渡人当事者の話合いが整いましたので申請されたものです。  
また、お手元に配布してあります農地法第3条調査書につきましては、記載のとおりです。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請の説明を終わります。  
よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

申請番号3の1番から5番の5件について審議します。ただいまの事務局の説明及びお手元の3条調査書内容について、質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第1号、申請番号3の1番から5番の5件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号3の1番から5番の5件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第11、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号1番の1件を上程し、審議いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請につきましてご説明いたします。

議案書の3ページをお願いいたします。議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号1番につきまして、申請人の住所、氏名、土地の表示、転用目的等は議案書に記載のとおりです。

変更前申請人は、昭和61年12月17日付け群馬県指令により一般住宅用地として農地法第5条の規定による許可を受けましたが、事情の変化により、計画を実行できませんでした。

一方、変更後申請人は、許可地の一部を進入用道路用地として計画するものであり、売買による両者の話合いが整いましたので、一部承

継したく計画変更申請するものです。

なお、本案件は、第5条の申請が併せて提出されております。

以上で、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより申請番号1番の1件について審議いたします。質疑のある方はお願いいたします。

1 番

はい。1番、星野。

議 長

はい、1番。

1 番

元の面積439平米のうち54平米が一部承継ということですが、この残りの面積について、農地に戻すとか、今後どのような計画で利用していくか、事務局の方では把握されているのでしょうか。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

1番委員から出た質問ですが、今回は進入用道路用地ということで、当初の面積439平米のうちの54平米の一部承継ということでありまして。

残りの約380平米ぐらいについては、当初の許可を受けた者や関係者から、今後どのような形で変更していくかというような相談を受けているところでありまして。それが整いましたら、残りの部分も正式に許可申請が出てくるかたちになろうかと思っております。以上です。

1 番

はい。というのはですね、こうした農地が残るということは、荒廃農地というものにつながる可能性がある。それが心配されます。

それと、この許可年月日を見ると、昭和61年、既に40年ぐらい経っているような所なんです。たまたま現地調査で見たところでは、管理をされていたので問題なかったのですが、おそらくこうした農地転用をして実際には計画倒れになっている所もかなりあると思うんです。今後そういうものの調査なり指導をどのようなかたちで取り組んでいくのか、お伺いしたい。

議 長

今後の対応は、どうですか。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 推進委員の方々に、利用状況調査ということで年1回お願いをしているところでございます。法律も変わりまして、来年度から調査の方法を変更するようなことで検討しているところでございますので、推進委員と農業委員の皆様に協力を得ながら、できるだけ精度を上げた調査ができればと考えております。以上です。

議 長 よろしいですか。ほかに何かございますか。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 それでは、質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。  
お諮りします。議案第2号、申請番号1番の1件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、議案のとおり許可することに決しました。  
続きまして、議事日程第12、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。  
申請番号5の1番から11番の11件を上程し、審議いたします。  
事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。

議案書の5ページから8ページ関連です。議案書5ページをお願いいたします。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号の5の1番から11番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号5の1番は、農用地区域内にありますが、一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われま

申請番号5の2番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

6ページをお願いいたします。申請番号5の3番は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、かつ、500メートル以内に2つ以上の公共公益施設が存在していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

申請番号5の4番は、住宅や公益施設等が連たんしている区域に近接している区域内に該当すると思われ、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満となっています。

申請番号5の5番は、住宅や公益施設等が連たんしている区域に近接している区域内に該当すると思われ、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満となっています。

申請番号5の6番は、J Rの駅から約170メートルの所に位置していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

7ページをお願いいたします。申請番号5の7番は、J Rの駅から約470メートルの所に位置しており、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

申請番号5の8番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の9番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われ。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号5の10番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われ。

8ページをお願いいたします。申請番号5の11番は、子持行政センターから約180メートルの所に位置しており、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

以上で、農地法第5条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

申請番号5の1番から11番の11件について審議いたします。質疑のある方はお願いいたします。

1 8 番

はい。18番、高橋。

議 長

はい、18番。

18番 5の8番の一体利用面積が1,387平米ってあるんですけど、この申請者はこの申請地の両側の土地も持っている。前も駐車場用地かなんかで申請が出てきた。一体利用面積はもっと多いんじゃないかなって気がしたんだけど。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい。農地調整係長。

事務局 5の8番の申請地の一体利用面積がもう少し多いのではないかと質問になるかと思うんですけども、案内図を見ていただければと思います。申請者に確認をしましたら、申請地の南側の土地を一体利用するということでもあります。

北側の土地については、申請者の土地ではあるんですけども、フェンスで囲われていまして、一体利用はできないというお話を受けましたので、一体利用面積としては南側の土地のみを計上させていただいたところでございます。以上です。

18番 分かりました。

議長 ほかに何かご質問ありますか。

(「質疑なし」の声あり)

議長 それでは、質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第3号、申請番号5の1番から11番の11件のうち、3,000平方メートルを超える案件の申請番号5の1番の1件については、群馬県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取するため許可相当とし、残りの10件は許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、申請番号5の1番から11番の11件のうち、申請番号5の1番の1件については、群馬県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取した結果、問題ない場合は、渋川市農業委員会会長専決規程第2項第1項の規定により許可書を交付し、それ以外は議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第13、議案第4号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とし、議決を求めます。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいま上程いただきました議案第4号、農用地利用集積計画の決定についてをご説明いたします。

議案書の9ページをお願いいたします。農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いするものでございます。

内容についてご説明いたします。この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めることとなります。今回の計画決定に伴う対象農地につきましては、渋川地区、子持地区、赤城地区、北橘地区における農用地利用集積計画であります。

なお、この計画概要の公告は、令和4年3月1日を予定しております。

計画概要につきましては、9ページの表の右の列に記載のとおり、利用権設定に係る利用権存続期間の合計は、所有者が26人、借受人が15人、筆数が65筆、面積が12万7,102平方メートルです。この個別の内訳は、10ページから12ページに記載の利用権設定総括表のとおりであります。

また、この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。

以上で議案第4号の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。  
質疑のある方はお願いいたします。

4番 はい。4番、角田。

議長 はい、4番。

4番 10ページの5番からずっと、こんなに中間管理事業が続くことはないと思うんですけど、まあ、結構なことだと思います。終わりが令和14年。向こう10年間で、ちょっと長い感じがするんですが、双方がそれですていいのであれば、問題ないんでしょうけれども。いずれにしても、非常に素晴らしい設定をしたと思います。まして、基盤整備が終了した所がほとんどだと思うので、ぜひ進めていただきたいと思います。

議 長 はい。ほかにございますか。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。  
お諮りします。議案第4号、農用地利用集積計画の決定については、  
認めることをご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。  
以上をもちまして、第35回総会を閉会いたします。  
ご協力ありがとうございました。

閉 会 <午前10時27分>